

## ○茨城県立医療大学日本学生支援機構奨学生の推薦に関する学内規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、業務方法書（平成16年4月1日独立行政法人日本学生支援機構）に基づき、本学における奨学生（日本学生支援機構から学資を貸与される者をいう。以下同じ。）の推薦に関し必要な事項を定めるものとする。

### (方針)

第2条 奨学生の推薦は、出願者全員の人物及び学力の総合評価を検討した上で行う。

### (被推薦者数)

第3条 奨学生として推薦する者の数は、総合評価の点数が上位の者から配列したうえで、日本学生支援機構から内示される定員とする。

ただし、日本学生支援機構から内示される定員に限りがない場合は、日本学生支援機構が示す推薦基準を満たす者全員を推薦する。

### (決定機関)

第4条 奨学生の推薦は、学部学生については学生委員会の審議を、大学院学生については教育研究部会の審議を経たうえで、学長が決定する。

### (第二種奨学生の推薦)

第5条 第二種奨学生の推薦は、第一種奨学生の推薦にもれた者のうち、第二種奨学生を希望するものと、当初から第二種奨学生を希望する者とを合わせた、総合評価により行う。

### (学部学生)

第6条 学部学生で、日本学生支援機構奨学生候補者の適格者として選考される者の人物、学力及び総合評価は、次のとおりとする。

#### (1) 人物

学習活動その他生活の全般を通じて、態度及び行動が学生にふさわしく、将来良識ある社会人として活動できる見込みがあること。

#### (2) 学力

学力の基準は、以下のとおりとする。

##### ア 1年次生を推薦する場合

高等学校最終2か年の学習成績評定の平均値又は調査書の評定平均値の平均が第一種及び併用貸与においては、3.5以上、第二種においては平均水準以上の者であること。

##### イ 2年次生以上を推薦する場合

本学における学業成績が本人の属する学科で第一種及び併用貸与においては上位3分の1以内、第二種においては平均水準以上の者であること。

##### ウ その他の基準は日本学生支援機構の基準による。

(3) 総合評価

人物及び学力の基準のすべてに該当しているかを検討し、該当する者について、評価する。

第7条 大学院学生で、日本学生支援機構奨学生候補者の適格者として選考される者の人物、学力及び総合評価は、次のとおりとする。

(1) 人物

大学院の学生生活における行動の全般を通じて意思が固く、責任感が強く、中正妥当な性格で、特に研究心が旺盛であり、将来良識ある社会人として活動できる見込みがあること。

(2) 学力

学力の基準は、以下のとおりとする。

ア 1年次生

大学等における成績及び大学院入学試験の成績をもって評価する。

イ 2年次生

前年次の成績をもって評価する。ただし、前年次の成績が判明していない場合は、大学等の成績をもって評価する。

ウ その他の基準は日本学生支援機構の基準による。

(3) 総合評価

人物及び学力の総合評価による。

(補則)

第8条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

付 則

この規程は、平成7年4月6日から施行する

付 則

この規程は、平成14年2月20日から施行する。

付 則

この規程は、平成19年12月19日から施行する。

付 則

この規程は、平成31年3月29日から施行する

付 則

この規程は、令和元年11月28日から施行する